

京都市告示第192号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成22年7月30日付け京都市告示第185号により土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除します。

平成23年7月14日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市南区東九条下殿田町56の一部のうち、鉛及びその化合物が土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった区画

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)